

事務・事業の実施状況について（平成 19 年度）

平成 20 年 3 月

内 閣 府

1 趣旨

平成 19 年 4 月から北海道に移譲された事務・事業に関して、道州制特別区域基本方針（平成 19 年 1 月 30 日閣議決定）に基づきフォローアップを行った。

2 フォローアップ結果の概況

国から北海道に移譲された事務・事業については、北海道において適切に実施されているとともに、申請窓口の一本化や事務の標準処理期間の短縮化といった利用者の利便性向上に資する取組が行われており、広域行政の推進が着実に進展しているところである。

なお、個々の移譲事務・事業の実施状況については別添のとおり。

道州制特区移譲事務・事業 実施状況調査個票①

(平成20年2月1日時点)

(1) 移譲事務・事業名 (移譲開始時期)	調理師養成施設の指定に関する事務（法第14条関係） (平成19年4月)
(2) 所管省庁	厚生労働省
(3) 想定している効果・目的（計画において記載されているもの）	<p>調理師試験、調理師養成施設の指定を行うための調査、調理師養成施設の指定に関する事務を一体的に道が担うことにより、本道における調理師資格者の水準確保や適切な育成などを道が総合的、計画的に実施することが可能となる。</p> <p>関係団体にとっては、窓口が一本化されることになり、利便性が向上する。</p>
(4) 計画が円滑かつ確実に実施されているか	<p>①事務・事業移譲後の執行体制等 道本庁 保健福祉部保健医療局健康推進課</p>
	<p>②過去の実績等（処理件数、事業費等） 19年度処理件数 全2件 (内訳)・施設の指定 1件（北海道厚生局からの引継案件） ・内容変更の承認 1件（場所）</p> <hr style="border-top: 1px dashed black;"/> <p>※ 道内で14施設運営されているが、施設の新規開設や内容変更等は年に1～2件程度である。</p>
(5) 地域における住民の生活、経済、社会、特定広域団体の行政運営にどのような影響を及ぼしているか	<p>これまで、必要な調査や施設の指定に関する事務を道で一体的に行った実績が無かったが、今後、必要な調査や施設の指定に関する事務を道で一体的に行うことにより、申請者との円滑な意思疎通が可能となり、調理師資格者の水準確保や適切な育成のための指導や助言を行うことができる。</p>
(6) 特定広域団体による評価、課題の抽出	<p>引継ぎ後の事務執行について特に混乱なく行われている。</p> <p>今後、移譲を受けた指定事務のほか特定事務（変更承認、指導調査、指定取消等）について、関係法令、厚生労働省及び厚生局の取扱い等に基づき、道の要領及び業務マニュアル等を作成し、全道各地に在する関係保健福祉事務所と連携した実施体制を図っていく必要がある。</p>
(7) 所管省庁による評価、課題の抽出	<p>移譲した事務については、特段大きな混乱もなく行われており、引き続き、事務の円滑な実施に努めていただきたい。</p>

道州制特区移譲事務・事業 実施状況調査個票②

(平成20年2月1日時点)

(1) 移譲事務・事業名 (移譲開始時期)	国又は独立行政法人が開設する医療機関に係る公費負担医療等を行う指定医療機関等の指定に関する事務(法第11条、第12条、第15条関係) (平成19年4月)
(2) 所管省庁	厚生労働省
(3) 想定している効果・目的(計画において記載されているもの)	国設置以外の医療機関についての指定等については、既に道が行っているところであり、本権限が道に移譲されることにより、地域住民が必要とする公費負担医療等の提供を地域に身近な道が主体的、一元的に行うことが可能となる。
(4) 計画が円滑かつ確実に実施されているか	①事務・事業移譲後の執行体制等 道本庁 保健福祉部子ども未来推進局 保健福祉部福祉局福祉援護課
	②過去の実績等(処理件数、事業費等) 19年度処理件数 0件 ----- ※ 国等による医療機関等の開設に伴う事務であるが、当該案件が0件であったため。
(5) 地域における住民の生活、経済、社会、特定広域団体の行政運営にどのような影響を及ぼしているか	新規実績等がない状況であり、事務等の移譲効果は今後の継続検証を要する。
(6) 特定広域団体による評価、課題の抽出	新規実績等がない状況であり、事務等の移譲効果は今後の継続検証を要する。
(7) 所管省庁による評価、課題の抽出	事務の移譲による特段の問題は生じないものと考えているが、現時点では実績がないため、今後の状況を踏まえた上で判断することとしたい。

道州制特区移譲事務・事業 実施状況調査個票③

(平成20年2月1日時点)

(1) 移譲事務・事業名 (移譲開始時期)	鳥獣保護法に係る危険猟法（麻醉薬の使用）の許可に関する事務 (法第16条関係) (平成19年4月)
(2) 所管省庁	環境省
(3) 想定している効果・目的 (計画において記載されているもの)	知事が、鳥獣の捕獲許可事務と麻醉薬を使用した猟法による鳥獣の捕獲許可事務とを一元的に処理することにより、許可申請者の手続きが軽減し、利便性が向上するとともに、許可事務手続の迅速化及び効率化が図られる。
(4) 計画が円滑かつ確実に実施されているか	①事務・事業移譲後の執行体制等 道本庁 環境生活部環境局自然環境課 出先機関 各支庁地域振興部環境生活課 (知事の所管する鳥獣の捕獲許可については、捕獲区域が2以上の支庁の管轄区域にわたるものにあつては本庁で許可し、それ以外のものにあつては各支庁で許可している。このことから、麻醉薬を使用した猟法による鳥獣の捕獲許可についても、上記の鳥獣の捕獲許可と同様の対応としている。
	②過去の実績等（処理件数、事業費等） 19年度処理件数 全2件（いずれも麻醉薬使用許可） ----- ※ 学術研究を目的に麻醉薬を使用して鳥獣を捕獲（不動化）する事例が減少したものと推測される。 <参考> 16年度：8件、17年度：3件、18年度：3件
(5) 地域における住民の生活、経済、社会、特定広域団体の行政運営にどのような影響を及ぼしているか	麻醉薬を使用した猟法による鳥獣の捕獲許可を申請するときは必ず、別途、鳥獣の捕獲許可の申請を要することから、申請窓口が一本化されたことにより申請者の利便性が向上した。 また、これまで申請から許可までの標準処理日数30日（国）が2週間以内（道本庁処理の場合2週間、各支庁処理の場合1週間）となり、処理期間の短縮が図られている。 なお、道では、移譲事務の円滑な実施を図るため、「危険猟法許可取扱要領」を定めているところ。
(6) 特定広域団体による評価、課題の抽出	引継ぎ後の事務執行については特に混乱なく行われている。
(7) 所管省庁による評価、課題の抽出	麻醉薬を使用した危険猟法の許可については、権限移譲後、道に対して2件の申請があり、道において適切に事務処理がなされたと聞いている。

道州制特区移譲事務・事業 実施状況調査個票④

(平成20年2月1日時点)

(1) 移譲事務・事業名 (移譲開始時期)	商工会議所に対する監督に関する事務（法第13条関係） (平成19年4月)
(2) 所管省庁	経済産業省
(3) 想定している効果・目的 (計画において記載されているもの)	国から道に許認可等の権限が移譲されることにより、地域により身近な道において手続きを行うことができる範囲が拡大され、申請者の利便性が向上する。
(4) 計画が円滑かつ確実に実施されているか	①事務・事業移譲後の執行体制等 道本庁 経済部商工局商工金融課
	②過去の実績等（処理件数、事業費等） 19年度処理件数 全12件（定款変更の認可） (内訳)・地区 3件 ・議員総会に関する事項 5件 ・経理に関する事項 3件 ・常議員会に関する事項 1件
(5) 地域における住民の生活、経済、社会、特定広域団体の行政運営にどのような影響を及ぼしているか	申請団体からは、全国共通の基準で判断すべきことのほかに、地域の特性によって判断すべきこともあると思うので、地域に身近な道において判断できることはありがたいことであるとの意見もあった。 道における許認可権限の拡充を踏まえ、今後、申請内容によっては、従来国と道へ申請しなければならなかった事項が、道のみへの申請で足りることにより利便性の向上につながるものと考えます。 また、文書による申請から許可までの標準処理日数について、これまで国が30日であったが、道に移譲後は20日としており、処理期間の短縮が図られている。
(6) 特定広域団体による評価、課題の抽出	事務引継ぎについてはスムーズに行われ、引継ぎ後の事務執行についても特に混乱なく行われている。
(7) 所管省庁による評価、課題の抽出	事務引継ぎについてはスムーズに行われ、移譲された事務についても、特に混乱なく執行されているものと思われる。

道州制特区移譲事務・事業 実施状況調査個票⑤

(平成20年2月1日時点)

(1) 移譲事務・事業名 (移譲開始時期)	民有林の直轄治山事業の一部 (法第7条第2項第4号口関係) (平成19年4月)
(2) 所管省庁	農林水産省
(3) 想定している効果・目的 (計画において記載されているもの)	国が行う治山施設の整備と道が実施する保育、植栽事業等を一元的に行うことで、流域内の民有林一体として地域の実情に応じた治山事業等を効果的かつ効率的に実施することが可能となる。
(4) 計画が円滑かつ確実に実施されているか	①事務・事業移譲後の執行体制等 道本庁 水産林務部林務局治山課 出先機関 空知森づくりセンター (石狩川) 後志森づくりセンター (尻別川)
	②過去の実績等 (処理件数、事業費等) ・19年度事業費 269,659 千円 (内訳) 交付金 190,000 千円、道負担 79,659 千円 ----- ※ 石狩川地区の事業については、19年度で終了。
(5) 地域における住民の生活、経済、社会、特定広域団体の行政運営にどのような影響を及ぼしているか	当該移譲事業の施工管理と、近隣での森林整備等の補助治山事業の施工管理を道が一体的に行えることで、これまで国と道がそれぞれ行っていた施工工事の監督業務のための経費及び時間が削減されるなど、事業の効率的執行を行っている。
(6) 特定広域団体による評価、課題の抽出	事業引継については、連絡会議や合同現地確認によりスムーズに行われており、当該事業が道に移譲された後についても、地域住民の生命、財産の安全を確保するという事業本来の目的を達するため、支障なく事業が実施されている。
(7) 所管省庁による評価、課題の抽出	道州制特別区域における広域行政の推進に関する法律に基づく民有林直轄治山事業の一部の移譲と、特定保安施設事業交付金の交付について、平成19年度から実施するために必要な措置を講じるとともに、連絡会議等を通じて北海道と円滑に調整を図ったことにより、北海道は滞りなく事業を進めているところであり、国が引き続き実施している民有林直轄治山事業と合わせて、国民生活の安全・安心を確保している。